

一般乗用旅客貨物自動車運送事業以外の旅客自動車運転事業に従事する  
自動車運転者の4週間を平均し1週間当たりの拘束時間の延長に関する協定書

株式会社 バス 代表取締役 と、株式会社 バス労働組合 執行委員長

は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（労働省告示）第5条第1項第1号ただし書きの規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、  
とする。
- 2 本協定により拘束時間を延長する4週間は、月 日から 月 日までの4週間、月 日から 月 日までの4週間および 月 日から 月 日までの4週間とし、それぞれの4週間の1週間当たりの拘束時間は、月 日から 月 日までの4週間は 時間、月 日から 月 日までの4週間は 時間、月 日から 月 日までの4週間は 時間とする。
- 3 本協定の有効期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。
- 4 本協定に定める事項について変更する必要が生じた場合には、日（日以上）前までに協議を行い、変更を行うものとする。

平成 年 月 日

株式会社 バス  
代表取締役

印

株式会社 バス労働組合  
執行委員長

印